

## 標準見積書方式による下請業者の法定福利費確保 に関する見解と建設政策研究所の提言

2013年10月21日 NPO 法人建設政策研究所

社会保険等未加入対策は、これまでの未加入企業や未加入労働者の排除策から、事業主・労働者が社会保険等に確実に加入するために、法定福利費等相当額を発注者からいかに保障し、重層下請構造の末端にまでどう行き渡らせるかが焦点になってきた。

社会保険料等は基本的に事業主と労働者双方が負担するが、国土交通省の直轄工事では事業主負担額については2012年4月から「現場管理費に占める法定福利費の割合」を18.75%から22.07%に引き上げ、予定価格の割合を0.80%程度アップさせた。また、労働者負担額については2013年4月から設計労務単価を単純平均で15.1%アップさせ、そのうち約3分の1を社会保険の労働者負担分として上乘させた。国土交通省では他の公共・民間発注者に対しても社会保険料等の事業主・労働者負担額を適切に積算に盛り込み、発注価格に反映させるよう要請書を発出した。また、国土交通省は建設業諸団体に対して、法定福利費が専門工事業者にまで行き渡るよう標準見積書を活用した推進策についての要請を行った。

国土交通省の積極的な社会保険等加入対策を受け、建設業界では、元請・下請業者、労働者・労働組合がそれぞれの立場から共同し、社会保険等への確実な加入に取り組む重要な時期に差し掛かっている。

そこで、建設政策研究所では、社会保険等の事業主負担額（法定福利費）確保策としての、国土交通省の標準見積書を活用した施策についての見解を述べるとともに、法定福利費が労働者を雇用する下請業者にまで確実に行き渡るための提言及び今後の課題を発表する。

### I. 標準見積書活用による法定福利費確保に関する見解

国土交通省は建設業団体に対して、「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」（2013年5月10日）と題する通達を発出した。

この中で国交省は、民間発注者が施工単価による積算を行っている経緯や元請業者が技能労働者を直接雇用していないという理由から、「公正かつ客観的な法定福利費の額を把握することがむづかしい状況にある」と述べ、「専門工事業団体ごとに、見積時に法定福利費の内訳を明示するための標準見積書を作成する」こととした。各専門工事業団体は国交省の方針と指導の下に標準見積書を作成し、この10月から一斉活用を開始するスケジュールとなっている。国交省は標準見積書の内容のブラッシュアップを積み重ね、同時並行的に日建連もその具体化を図っている。このような専門工事業者から法定福利費の内訳算定を明示した見積書提出による重層下請各業者の法定福利費確保策についての見解を以下に述べる。

#### 《評価できる点》

## 1. 見積書提出を通じ業者間の対等・公正な取引ルールが確立される可能性

国土交通省が指摘するとおり、建設業者には、適正な見積もりを行う努力義務（建設業法第20条）があり、法定福利費も見積に含まれるべき必要な経費である旨、建設業法令遵守ガイドライン（2012年7月、再々改訂）に明記されている。

この点では、国交省と建設業界が一体となって取り組むことにより、見積書を通じた元請・下請取引のルールが確立されていく可能性がある。また、下請業者が法定福利費の内訳算定のための労務単価や歩掛への認識が高まり、上位業者との契約交渉力の向上につながる可能性もある。

国交省は、見積書に基づく対等・公正な取引が重層下請のもとで確実に行われるよう法にもとづく指導・監督を強化することが強く求められる。

## 2. 標準見積書に基づく法定福利費の確保策を通じて、若年技能者の確保等建設産業の持続的発展に向けた業界挙げての取組みになる可能性

当初、標準見積書方式に消極的であった専門工事業者も、この機会を逃せば建設産業の再生はあり得ないとの強い決意で取組んでいる。また、日本建設業団体連合会（日建連）も「法定福利費を内訳明示した見積書の活用マニュアル」（2013年7月13日）を通じた元請企業への取組み方策を提示している。このように標準見積書に基づく法定福利費の確保策は、若年技能者の確保など建設産業の持続的発展に向けた業界全体の取組みに発展する可能性がある。

### 《課題と懸念》

見積書を下請業者から上位業者に提出して公正な取引慣行を確立することは、建設産業の民主化にとって貴重な一歩といえる。しかし、標準見積書に基づく確保策には以下に述べるようないくつかの課題と懸念があり、国交省、元請・下請団体、労働者・労働組合が対等な立場から積極的な提案と協議を行い、さらなる実効ある改善が求められる。

### 1. 見積書により法定福利費を確保しても労務費等の工事費が減額される懸念

専門工事業者からの法定福利費を明示した見積書の提出は、元請・下請契約における法定福利費確保に結びつくとも推測される。しかし、今日の元請・下請取引上の力関係においては、元請業者が法定福利費負担額を労務費等の工事費や経費の減額によりカバーし、総工事費には影響がないようにすることは十分推測される。国交省も「労務費減額の懸念への対応」という項において「法定福利費を確保する代わりに労務費を引き下げるといった懸念を払拭するため、総合工事業団体は建設業法遵守ガイドラインを踏まえ、見積時から契約まで必要な労務費と合わせて適正な法定福利費を確保されるよう、各社の関係部門・関係担当者も含めて周知するよう求める」と警鐘を鳴らしているが、懸念は払しょくされない。

このような懸念をなくすためには、公共・民間工事の発注者は工事費と法定福利費の積算額を別枠で計上し、法定福利費は入札等競争に付することなく、元請受注者に支払う仕組みにすることが必要である。そして、元請業者は下請業者との取引において工事費の契約とは別枠で、下請業者の法定福利費負担額に応じて支払うという方式にする。このようにすれば元請業者が法定福利費負担額を工事費にしわ寄せさせることはできなくなる。

## 2. 重層下請構造のもとで二次下請以下の業者に法定福利費が行き渡らない懸念

国土交通省の通達や日建連のマニュアルでは、標準見積書を活用する専門工事業者とは一次下請業者を指し、元請業者は一次下請業者から法定福利費の内訳算定された見積書を受取り査定することとなっている。その際、一次下請業者が二次に外注する場合は外注先の法定福利費も加算することとしている。しかし、二次下請業者の法定福利費は二次下請業者が内訳算定した見積書を一次下請業者が査定することになる。今日の重層下請構造のもとでは労働者を雇用するのは二次以下の下請業者が多く、二次以下の下請業者が作業員の実態を踏まえた法定福利費を含む見積書を提出し、上位業者が査定することになる。このように、見積書提出方式は上位業者の査定を基本とし、元請業者をはじめとする上位業者の意向により、法定福利費が決められ、重層下請構造のもとで、労働者を雇用する下請け業者にまで行き渡らない可能性がある。このような懸念を生じさせないため、見積書はあくまで概算の法定福利費とし、工事終了時において二次以下の小零細下請業者は、加入業者の場合には実際に掛かった法定福利費を、加入予定の未加入業者の場合には法定福利費相当額を元請業者に請求し、精算払いを受ける仕組みにすることにより、行き渡らせる仕組みに改善する必要がある。

## 3. 社会保険の支払原資（法定福利費）が重層下請構造の途中で中抜きされる懸念

法定福利費を内訳明示された下請業者からの見積書が元請業者に受理され、内訳明示された工事請負契約書が元請・下請間で取り交わされた場合においても、重層下請構造のもとでは、法定福利費の支払い額が労働者を雇用する事業主に行き渡る前に中抜きされてしまう懸念が生じる。行政と建設業団体で構成する「社会保険未加入対策推進協議会」の「申し合わせ」（2013年9月26日）では、「この取組は、これで元請企業や下請企業が利益を得るような類のものでは決してなく、・・法律上必要な費用を流すだけに過ぎないという認識を改めて共有します」と述べている。しかし、そのためには、上記と同様、労働者を雇用する事業主が負担した法定福利費の支払額を元請に請求し、確実に精算されるしくみが必要である。

## II. 法定福利費の発注者負担、別枠計上、別枠支給、事後精算方式に関する提言

### 1. 社会保険未加入対策は発注者が社会保険料に見合う原資を負担することが出発点

国土交通省が「社会保険等に加入するための原資となる法定福利費が、発注者から元請企業、下請企業へ、さらに個々の技能労働者まで適正に支払われるようにすることが重要」と述べている通り、社会保険未加入対策の基本は公共・民間工事を問わず、まず発注者段階において社会保険料等（事業主＋労働者負担額）を積算にしっかり組み込むことにある。国交省は公共・民間発注者への要請文（3月29日発出）において社会保険料等の積算への反映を要請するとともに、特に民間発注者団体に対して、「法定福利費相当額を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、工事の発注者は、保険加入義務を定めた法令への違反を助長する恐れがあると同時に、建設業法第19条3の違反当事者となる恐れがありますので、十分留意して下さい」と警告している。民間発注者による建設工事は全体の6割以上を占めており、民間発注者が適切な価格での請負契約を締結し、社会保険料等（事業主＋労働者負担額）相当額を含んだ発注を行うことは、

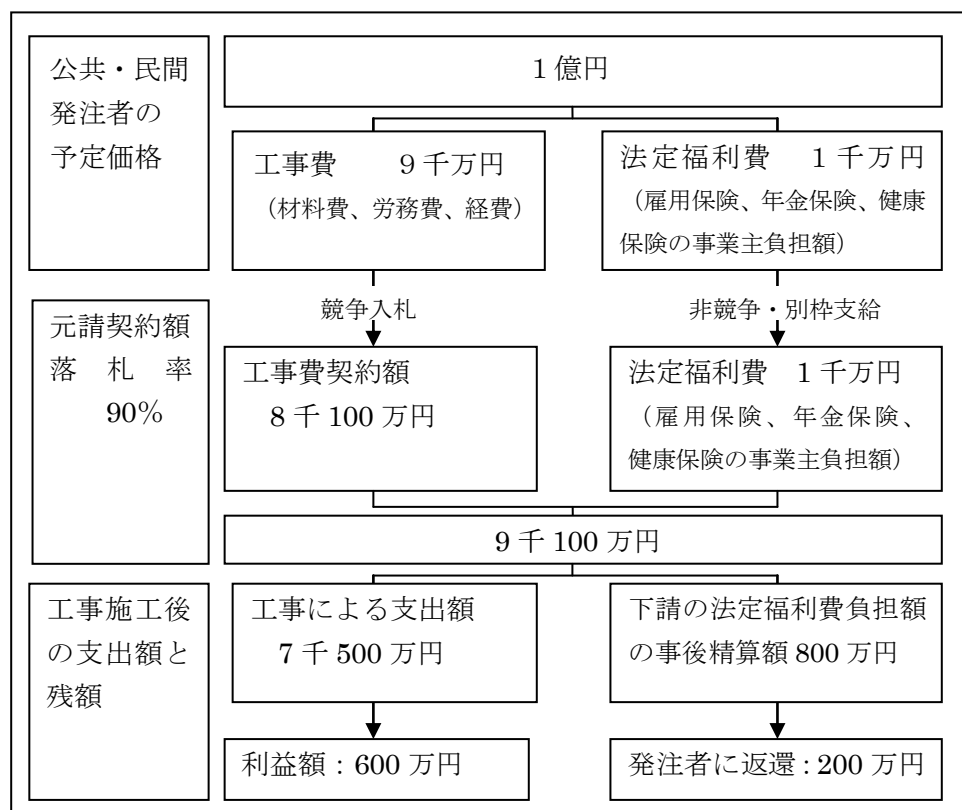
社会保険未加入対策のカギを握るものである。

2. 発注者は社会保険料の事業主負担額（法定福利費）を工事費とは別枠で元請受注者に支払うよう法制度を整備し、元請受注者は重層下請各業者から工事の進捗に応じて法定福利費の事後精算を行う

公共・民間を問わず発注者は法定福利費相当額を確実に積算しその内訳を明示するとともに、入札に付することなく入札後の工事費の請負契約とは別枠で法定福利費相当額を支払うよう法制度（会計法等）を整備する。発注者から工事を落札した元請受注者は、法定福利費相当額の別枠支給を受ける。元請受注者は下請業者に工事を発注するとともに、発生する重層下請各業者の法定福利費を一定時期（毎月末や工事終了時など）に工事費とは別に実費請求（証明資料込み）を受け、精算を行う。この場合、社会保険等に未加入事業主や未適用労働者がいる場合、その人数を明確にしそれらを含めて請求・精算を行うことにより、加入促進を図っていく。元請受注者は下請業者からの請求と精算の終了後、残額が生じた場合は所定の手続き（内訳証明添付）を経て発注者に還付する。（図表参照）

以上のような法定福利費の別枠支給・事後精算方式を提案する。

図 法定福利費の別枠計上・別枠支給・事後精算方式のイメージ



\* 建設経済研究所「研究所だより」No.279 2012.5 周藤利一「韓国の建設下請問題（その1）社会保険料の確保方策」から「社会保険料の別途計上・事後精算のイメージ」を参考に作成

### 3. 民間発注者に対し元請建設業者から社会保険料等（事業主+労働者）負担額の提示を

民間発注者は、国交省から社会保険料等（事業主+労働者）負担額を適切に含んだ額での請負契約締結の要請を受けているが、それによって民間発注者が直ちに社会保険料等負担額を積算に組み込むとは限らない。そのため、元請建設業団体（日建連や地方建設業協会等）は民間発注団体に対し、社会保険等負担額の別枠支給、事後精算方式の採用に向けた要請を行う。そして、民間発注者と取引する元請業者は発注者との請負契約締結の際、社会保険料等（事業主+労働者）負担額を提示し、工事費とは別枠で法定福利費相当額の支払いを受けるようにする。

## Ⅲ. 建設業における社会保険等への加入（事業主+労働者）をめぐる今後の課題

### 1. 建設業者団体と建設労働組合による労働協約づくり

社会保険等への加入は建設業に従事する労働者の福利に関する法的権利の行使に係る問題である。建設労働者が社会保険等に未加入となる最大の要因は賃金水準の低さにある。建設労働者の賃金水準の引上げは、社会保険等への加入を促進させる最大の保障であり、そのカギは建設業者団体と建設労働組合による労使交渉による労働協約づくりにある。元請・下請建設業団体と建設労働組合団体双方の誠実な努力により、労使交渉による賃金等労働条件の引上げを実現することにより、若年技能者の入職促進および発注者の設計労務単価引上げ、法定福利費確保など適切な価格による発注促進が可能となる。

### 2. 地域の工務店など小零細住宅生産者への社会保険等の加入を促進するために

住宅づくりなど民間工事の多くは地域の小零細業者によって担われている。発注者は地域の住民（勤労者）という関係において、小零細業者が社会保険等のコスト（事業主+労働者）を確保するには特別に困難を伴っている。地域の小零細業者への建設国保加入の枠組みの拡大等、社会保険等加入の促進に向けた抜本的対策が求められる。

### 3. 社会保険の保険料を軽減する課題

建設労働者の社会保険料等の負担額は月収 300,000 円の場合月約 60,000 円の負担にもなる。未加入事業主が社会保険に加入する場合は、2年遡及して保険料の支払が求められ、中小建設業の経営を揺るがすものとなっている。医療保険料や厚生年金保険料の値上げをやめ、軽減していくことは、建設労働者だけでなく国民的課題である。